

平成29年10月6日

各位

株式会社セントラルフーズ
代表取締役 牧野 敏彦

セントライ青果株式会社
代表取締役 石原 美紀

民事再生手続開始決定及びスポンサーによる支援に関するお知らせ

株式会社セントラルフーズ（以下「セントラルフーズ」）は、平成29年10月4日、名古屋地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所より弁済禁止の保全処分及び監督命令を受けておりましたが、本日、同裁判所より民事再生手続の開始決定を受けましたので、ご報告いたします（同庁平成29年（再）第8号）。

お取引先その他関係先の皆様に、多大なるご心配をおかけすることとなり、衷心よりお詫び申し上げます。

セントラルフーズは、同社の株主のうちの1社であるセントライ青果株式会社（以下「セントライ青果」）との間で既にスポンサー契約を締結しております。セントラルフーズは、セントライ青果の全面的な支援を受け、後述のとおり、お取引先がセントラルフーズに対して有する取引債権について、同社の株主及びその親会社が有するものを除き、全額のお支払を行うこと等、セントラルフーズの債権者各位のご迷惑を最小限に抑えるべく準備を整えております。

今後は、両社一丸となり、セントラルフーズの事業の再生に向けて全力を尽くして参りますので、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 申立ての理由及びスポンサー契約締結の経緯

セントラルフーズは、昭和62年の創業以来、野菜の加工・販売を中心とする事業を営んで参りましたが、野菜の市況変動や外食事業者の新規出店等の影響により、債務超過の状況が長年にわたり継続しておりました。このような状況を受け、同社の株主たる2社の支援によって再建を図るべくこれまで協議を行ってきたものの、株主2社の足並みが揃わず、その後事態が改善する見通しも立たなかったことから、セントラルフーズの抜本的な経営改善を実現するため、やむを得ず、同社の民事再生手続申立てに至った次第です。

セントライ青果は、株主責任の観点からも、セントラルフーズの民事再生手続及び経営再建を強力に後押しすべく、同社との間で、同社に対する貸付（いわゆる DIP ファイナンス）、同社の債務に関する保証履行、及び第三者弁済等を内容に含む、「増資引受等に関する契約書」（スポンサー契約）を締結いたしました。

2. セントライ青果の概要

セントライ青果（本社：愛知県西春日井郡、代表取締役：石原美紀、小坂芳則）は、平成28年10月1日、名果株式会社（昭和29年6月設立）と株式会社丸市青果（昭和29年7月設立）とが合併し、商号変更された会社であり、中部地区に拠点を置く卸売会社として、同地区の皆様への安心で安全な青果物の安定供給を使命としております。セントライ青果は、消費者ニーズを的確に捉えながら、品質の高い食品を安定的に供給することで、人々の食文化と健康で豊かな生活の実現に貢献すること、業界の慣習、考え方にとらわれず、常に新しい価値の創造とソリューション提案を行うことで、環境変化即応型の柔軟な組織へと進化すること、また、人材の育成をし、仕事と生活の調和の取れた、働き甲斐のある企業を確立することを目指しております。

セントライ青果の概要は以下のとおりです。

(1) 名 称	セントライ青果株式会社
(2) 所 在 地	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
(3) 役員 の 状 況	代表取締役会長 石原 美紀 代表取締役社長 小坂 芳則 取締役 松野 邦彦 取締役 佐藤 祐二 取締役 小川 哲由 取締役 林 通男 取締役 内田 利浩 取締役 渡辺 一功 取締役 横山 剛司 取締役 河合 隆生 取締役 早瀬 鎌行 監査役 井上 龍哉
(4) 事 業 内 容	青果物の集荷、せり取引、相対取引等を通じての仲卸業者、小売業者に対する販売
(5) 資 本 金	金2億7430万1750円
(6) 発行済株式総数	普通株式 80万株 A種種類株式 1株
(7) 総 資 産	金81億4538万9115円（平成29年3月31日現在）
(8) 決 算 期	3月31日

3. 再生債権の弁済について

セントラルフーズは、同社の株主グループが有するものを除き、お取引先が同社に対して有する取引債権を、従前どおりの取引条件に従い、全額弁済することを予定しております。

同社は、本日の民事再生手続開始決定を受け、既に、ほぼ全ての取引債権について、全

額弁済に必要とされる裁判所のご許可及び監督委員のご同意をいただいております。全額弁済を予定しているその余の取引債権につきましても、弁済期到来までの間に、速やかに弁済に必要な手続を取る予定です。したがって、今後も、お取引先の皆様に対し、従前どおり滞りなく、仕入れ代金等の取引債権全額のお支払を行うことが法的に可能となります。

また、資金面に関しても、セントラルフーズは、セントライ青果との間で、スポンサー契約を前提とする DIP ファイナンスに関する契約書を締結済みであり、上記の取引債権弁済に必要な原資を確保しております。

なお、セントライ青果は、セントラルフーズの金融債務につきましても、保証の履行や第三者弁済等の方法により、最終的には全額の弁済を行う方向で、各金融債権者の皆様と個別に協議を行わせていただく予定です。

4. 商品の納入等について

セントラルフーズが申し立てた民事再生手続とは、破産管財人に財産の管理処分権が移る破産手続とは異なり、経営者が、裁判所及び監督委員の監督下で事業を継続しつつ再生を目指す手続であることから、販売先の皆様からの受注、商品の納品、代金の受領等についてもこれまでと変わらず行うことが可能です。

また、本件においては、上記のとおり取引債権についても原則として全額が保護されることから、セントラルフーズについて民事再生手続が開始されたことをもって、たとえば同社が仕入れ先との取引を拒まれ、同社が原材料の調達に窮する等の深刻な影響が出るリスクは非常に低く、例外的な事情の生じない限り、今後の販売先の皆様に対する納品にも支障はございません。

なお、セントライ青果は、セントラルフーズに対する設備投資等、資金面のみならず、事業面の支援も積極的に検討し、実施していく意向を有しております。セントライ青果は、セントラルフーズが販売先の皆様に対して民事再生手続申立て以前と同様の納品等を行えるというにとどまらず、皆様にこれまで以上にご満足いただける商品・サービスをご提供できるよう、両社間の密な協力体制を築いて参ります。

以上のとおり、セントラルフーズは、セントライ青果の全面的な協力を得て、一刻も早い経営再建に向け邁進する所存でございます。

関係者の皆様におかれましては、セントラルフーズの民事再生手続へのご協力を賜りませう、心よりお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

電話 03(6894)6120 FAX 03(6894)5038

セントラルフーズ代理人 弁護士 柴田義人、弁護士 青柳良則、弁護士 荻野聡之

以上